

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う
福祉のふるさとづくり

【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

- ▶ 【共感】 共感の輪を広げ 笑顔の福祉活動を育む社協を目指します
- ▶ 【共創】 思いをつないで 地域社会と福祉を創る社協を目指します
- ▶ 【共生】 自分らしく輝く ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(第1期中期経営計画より)

I 基本方針

「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制の整備が進められるなかで、地域を基盤としたソーシャルワークの機能がますます期待されることとなりました。平成 31 年度の雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、改めて本会の専門性を発揮した地域福祉活動の展開を、社会が求める使命と認識し、各分野、各種の事業活動を一層力強く推し進めてまいります。

特に、今年度から「雲南市地域包括支援センター」を、雲南市からの受託により運営することになりました。地域包括支援センターの本来の役割・機能が発揮できるよう雲南市と十分に連携を図り、地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた取り組みが進められるよう努めてまいります。

また、地域包括支援センターの堅実・公正な運営を図るため、新たに「地域包括ケア推進部」を設置、これまでの総務部・地域福祉部・在宅福祉部・施設福祉部・子育て支援部との 6 部体制に事務局組織改編を図りました。

○ 社協の専門性を発揮した地域を基盤としたソーシャルワークの実践

「個を地域で支える援助」と「個を地域で支える地域をつくる援助」を一体的に進めていく、地域を基盤としたソーシャルワークを実践します。

- ▶ 福祉サービスを必要とする地域住民やその家族のその家族の相談を受け止め、地域での生活を支えるために必要な個別支援を展開します。
- ▶ 当事者や家族が地域で安心して暮らせるために、地域住民が個の福祉課題を「我が事」としてとらえ、できることから支え合っていこうとする地域づくりをコミュニティワークにより進めます。
- ▶ 本会が実施する福祉サービスと地域が持つ福祉力との共創により、互いの強みを活かしたハイブリッド型の福祉サービスの実践を進めます。

○ 社協の総合力による生活困窮者支援の推進

平成 30 年 6 月の生活困窮者自立支援法の改正を踏まえ、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の一体的展開を図れるよう協働体制を強化いたします。

- ▶ 新たに正規社会福祉士 1 名を確保、専門スタッフ体制強化を図ります。
- ▶ 平成 31 年度から雲南市社会福祉法人連絡会が実施する「くらしの安心を支える身近でなんでも相談ネットワーク事業」との連携により、生活困窮者を支える地域づくりを進めます。
- ▶ 本会関連事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、生活福祉資金貸付事業、相談支援事業・包括支援センター等）との連携を強化し、本会の総合力による支援を進めます。

○ 地域包括ケアシステム構築に向けた社協らしい事業展開

単に福祉サービスの提供だけにとどまらない、「地域が持つ福祉力」と「多職種間の連携力」を高めていく視点に立った事業展開を進めます。

- ▶ 生活支援では、『見守りに資する配食サービス事業』において、「本

会が担う公的な支援」と「地域が持つ福祉力」の共創を図り、地域包括ケアシステムが指向する住民主体の生活支援の実践を進めます。

- ▶ 『介護予防はつらつ事業』において、利用者やボランティアが地域の子どもたちの福祉の心を育む担い手として活躍できる場の実践を引き続き進めます。

○ 大規模災害発生時の災害ボランティアセンター開設等対応マニュアルの見直し

昨年は大きな自然災害が多発しました。中でも 4 月の島根県西部地震、7 月の西日本豪雨災害には、本会からも被災地災害ボランティアセンターへ 13 名の職員を派遣しました。そして 8 月には雲南市において島根県の災害ボランティアセンター開設・運営訓練も実施いたしましたので、これらを踏まえ対応マニュアルの見直し等、平時から災害発生に備えた支援体制の充実・強化を図ります。

○ 第 4 期雲南市地域福祉活動計画の策定

雲南市の総合的な保健・福祉施策を示す雲南市総合保健福祉計画と連携して取り組み、地域住民及び民間団体等の参画と協働による地域福祉実践を目的として策定します。特に、地域共生の実現に向けた施策等は本会と行政、関係機関とのパートナーシップはこれまで以上に重要となると考えられ、この中で本会が担う役割や機能について実施計画に盛り込んでいきます。

○ よりよき社協を目指す第 1 期中期経営計画の実践

第 1 期中期経営計画は、本会が地域社会に貢献するために、組織を継続し成長させていくことを目的とした計画です。

平成 31 年度は、役員改選期を迎えますが役員が一体となった取り組みを継続するとともに、第 3 年次行動計画の実践評価を踏まえ、第 4 年次行動計画を着実に遂行していきます。

以下、6 つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、社協らしい地域福祉を推進します。

Ⅱ. 事業実施計画

1 法人運営事業部門

- 部門ビジョン（目指す姿）
社協らしさを発揮できる
全体最適化に向けた 経営管理マネジメントの実践を目指します
- 重点目標
 - ▶ 法人経営を統括する組織の司令塔として、事業を担う役職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる、組織の経営基盤強化に取り組みます。
 - ▶ 役職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるようにするとともに、これらの力を合わせ、社協全体を最適化していく経営管理マネジメントにより、総合力を生かした社協らしさを発揮できる組織経営を目指します。

1. 法人運営事業

(1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。

- ① 各種会議の開催
 - ア 理事会（年6回予定）
 - イ 評議員会（年4回予定）
 - ウ 三役会（随時）
 - エ 理事事業担当部会（随時）
総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会
 - オ 地域福祉委員会（年2回予定）
各福祉圏域毎に開催
 - カ 評議員選任解任委員会（必要に応じて）
 - キ 企画調整会議（月1回以上）
- ② 監事による監査の実施
 - ア 定期監査（5月）
 - イ 中間検査（12月）
- ③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正
- ④ 事業運営透明性の向上（計算関係書類及び財産目録、現況報告書の公表）
- ⑤ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築
- ⑥ 職員による内部経理検査の実施（年2回全事業所実施）
- ⑦ 障がい者雇用の促進
- ⑧ 適正な会計処理の実施

(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。

- ① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源
- ② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料

- ③ 島根県社会福祉協議会受託金
- ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
- ⑤ 目的別積立金造成(修繕積立金、人件費積立金等)

(3) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア 地域福祉推進研修
 - イ 人権研修
 - ウ 各種外部研修会(県社協)への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア メンタルヘルス研修(7月予定)
 - イ 管理職等を対象とした労務管理研修(11月予定)
 - ウ 福祉職員生涯(新任・中堅等)研修・コミュニティソーシャルワーク研修等の受講促進
- ③ 職員の資格等取得促進
 - 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか
- ④ セルフキャリアドックの実施(年3回、8人受検)

(4) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催(7月5日予定)
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催(10月上旬予定)
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第12回雲南市民歳末余芸大会の開催(12月上旬予定)
主催：市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

(5) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。

- ① 中期経営計画の4年次行動計画の実施
経営計画推進会議の開催と計画進行
- ② 一般事業主行動計画(次世代法、女性活躍推進法)の進行管理

(6) 災害ボランティアセンターについて

- ① 災害ボランティアセンター活動マニュアル見直しに向けての関係機関との協議による具体的事項の検証
- ② 災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座の受講

(7) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。

- ① 大東町地域福祉センター
- ② 木次町高齢者コミュニティセンター
- ③ 三刀屋健康福祉センター
- ④ 掛合健康福祉センター
- ⑤ 掛合高齢者生活福祉センター
- ⑥ 入間コミュニティセンター

- ⑦ 中野多目的集会センター
- (8) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。
 - ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
 - ② ストレスチェックの実施
 - ア 全職員（常勤職員）を対象に 9 月～10 月に実施
 - イ 高ストレス者に対する面接指導又は健康相談の実施
- (9) 適正な労務管理の実施
 - ① 社会保険労務士と顧問契約による適正な労務管理の実施
 - ② 無期転換ルールへの対応
 - ア 無期転換制度の周知
 - イ 対象者への説明会の実施
 - ③ 働き方改革への対応
 - ④ 労務管理業務のアウトソーシングの実施

2. 広報・啓発事業

親しみやすく分かりやすい広報の推進

- ① 社協だより （12,900 部×年 4 回）
- ② 地域の福祉 （12,900 部×毎月）
- ③ ホームページの更新 （随時更新）
- ④ 広報編集会議の開催

3. 弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

4. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区” 運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 会費の募集活動の推進（5 月）
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

5. 地域公益活動の推進（社会福祉法第 24 条第 2 項の取組）

- ① 雲南市社会福祉法人連絡会の事務局として会務を担当
- ② 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業への参画
 - ア 事業担当者 2 名の配置（生活支援・相談センター）
 - イ 法人をあげた取り組みに向けた啓発等

2. 地域福祉事業部門

- 部門ビジョン（目指す姿）
住民主体を地域と育む
共に考え 悩み 喜ぶ
地域を基盤としたソーシャルワークを実践します

【重点目標】

- ▶ 福祉サービスを必要とする方が、地域のつながりの中でその人らしく暮らせるよう、地域とのつながりに配慮した個別支援を進めます。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職がお互いの強みを活かし合える、協働と実践の場づくりを進めます。
- ▶ 住民福祉活動組織と共に支え合う活動の場づくりを進め、住民参加を通じた理解と共感を広げ、地域を元気にするやりがいある共助（互助）を育みます。

1) 生活支援・相談センター

- 運営方針
～相談を受け止め 課題解決を共に目指し
その人が主役の自立支援を進めます～
- 実施事業
 - 1 総合相談と生活支援
 - 支援目標
多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援する。
 - (1) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）
相談者と共に複合化した生活課題を解きほぐし、作成した支援プランに基づき各機関等と連携し、相談者の自立に向けて包括的に支援する。
 - ① 総合相談（「アウトリーチ：訪問による相談援助」を含む）
 - ② 分析・支援ニーズの把握
 - ③ 支援プランの作成
 - ④ 支援調整会議・サービス提供
 - ⑤ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
 - ⑥ 終結・フォローアップ（追跡評価）
 - (2) 生活困窮者家計相談支援事業（市受託事業）
相談者と共に家計状況を点検、課題を「見える化」し、作成した家計再生プランで自立意欲を高め、相談者の自立に向けて伴走で支援する。
 - ① 家計管理に関する支援
 - ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援
 - ④ 貸付の斡旋
 - (3) 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）

就労意欲など複合的な課題により就労が困難な方に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的に支援する。

- ① 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
 - ② 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）
 - ③ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- (4) 暮らしの相談（法律相談：無料・予約制）
- ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
 - ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）
- (5) 地域を基盤とした相談ネットワークづくり
- ① 民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等と連携したニーズキャッチと支援の仕組みづくり
 - ② 雲南市社会福祉法人連絡会と連携した「暮らしの安心を支える身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業」への参画

2 生活資金の融資

□ 支援目標

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、必要な生活資金を融資し、その人の自立を支援する。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- (2) 民生融金貸付事業

3 窮迫課題への対応

□ 支援目標

総合相談で受け止めた窮迫する生活困窮課題に即時対応し、必要な生活支援に的確につなぎ、その人の自立を支援する。

- (1) 緊急現金の貸付け（民生融金特例貸付け）
- (2) フードバンク事業
- (3) 自立生活促進備品バンク事業
- (4) 入居債務保証支援事業（県社協制度と連携）
- (5) 制度の狭間の支援ニーズへの対応策の研究・開発
市役所健康福祉部が実施する「若者の就労支援事業」フリースペースの取り組みへの協力など

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護による生活支援

□ 支援目標

高齢や障がいなどで判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

- (1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安を感じる方に生活支援プランを提示し、本人同意に基づく契約のもとで代行（一部代理あり）による各種の生活支援を行う。

① 支援プラン作成

② 生活支援

ア 福祉サービス利用援助

イ 日常的金銭管理サービス

ウ 書類等の預かりサービス

エ 定期的な訪問等による状態把握、見守り

③ 地域や生活支援関係機関との連絡調整

ア ケース検討会議等への参加

イ サービス調整会議の実施

④ 生活支援員研修

ア 島根県社会福祉協議会主催の研修への参加

イ 権利擁護センター主催による研修会の開催

⑤ 利用者負担額助成

雲南市補助制度による利用者負担額の軽減

(2) 法人後見事業（法人による成年後見への取り組み）

家庭裁判所の選任を受け、成年後見制度に基づき意思決定が困難な状態にある方等の後見人等としての職務を担う。

① 運営委員会の運営（年2回）

② 受任審査会の運営（随時）

③ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援

ア 財産管理

イ 身上監護

ウ 家庭裁判所、関係機関等との連絡調整等

④ 市役所担当課との意見交換会議の開催等

2 当事者組織等の支援

□ 支援目標

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

(1) 活動実践の支援（事務局を担当）

① 雲南市母子会

② 雲南市手をつなぐ育成会

③ 雲南市身障者協会

④ 被爆者協会（木次圏域）

(2) 活動財源の助成

前項の4団体と雲南市遺族会への助成

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育の推進

□ 支援目標

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育

- ① 総合的な学習の時間などにおける福祉学習の実践支援
福祉教育ガイドブックを活用した、担当教諭との協同実践（支援計画作成⇒実践⇒振り返り）の推進
- ② 様々なひと、機関等と連携した“学び合う”学習の実施
ア 地域の活動実践者や福祉当事者等をゲスト講師に迎えた活きた学習実践
イ 中学校生徒を対象としたサマーボランティアスクールの実施
ウ 介護予防はつらつ等と連携した高齢者が担い手となる学習実践

(2) 地域を基盤とする福祉教育

- ① 地域自主組織等と連携した福祉教育
ア 学びを育む支え合いの場づくりと、活動参加を通じた振返りによるやりがいづくりに向けた支援
イ 地域の福祉力を育む、ふくしを思う人づくり推進事業（6地区指定）
ウ 認知症を学び地域で支える体制づくりに向けた学び合い講座
- ② ボランティアグループ等と連携した福祉教育
ア 活動推進を目的とした研修の実施
イ ボランティアグループや事業所による高校生ボランティアの受け入れ
- ③ 支え合う福祉のまちづくり講座（出前講座）の開催
地域の求めに応じて地域に出向き、対話形式で実施

2 小地域福祉活動の推進

□ 支援目標

住民自治を担う地域自主組織と共に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助[互助]）”を深めていく。

(1) 活動実践の支援（各会議は地区の希望に基づき実施）

- ① 個別活動検討会議
地区に出向いて事業運営等の情報交換と活動検討を行う
- ② 町別活動検討会議
町単位で当該町内地区同士の事業運営等の情報交換と活動検討を行う
- ③ ふくしの基礎編学び合い会議
福祉部の初任者等を対象に、実践の柱となる基礎的知識等を学び合う
- ④ 課題解決学び合い会議
活動上の課題をテーマに、解決・改善に向けた方策を学び合う

- ⑤ 事業別活動学び合い会議
事業別に実践地区が集い、成果・課題・ノウハウ等を学び合う
- ⑥ 地域包括ケアシステム「互助」活動学び合い会議
地域のやりがいを育む活動のあり方を地域と共に考え学び合う

(2) 活動財源の支援

- ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成（財源：共同募金・福祉事業寄付金）
- ② ふれあい・いきいきサロン活動助成
- ③ 地域生活支援に係る住民グループ除雪活動助成（財源：共同募金）

3 ボランティア活動の推進

□ 支援目標

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助〔互助〕）”を深めていく。

(1) ボランティアセンターの運営（活動実践者・関係支援機関等で構成）

- ① 事業企画・運営等の協同実践
 - ア ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）
 - イ 事業企画・運営等の連絡調整
- ② ボランティア活動者の開拓
 - ア 市内3つの高校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進
 - イ ボランティア活動者等との連携によるボランティア研修会の実施

(2) 活動実践の支援

- ① 活動の相談と個別の支援
- ② 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践
 - ア 音訳ボランティア研修会
 - イ 除雪ボランティア情報交換・研修会
 - ウ 介護予防はつらつボランティア情報交換・研修会（希望地区）
 - エ 活動実践団体等との共催等による情報交換・研修会

4 住民参加による地域生活支援事業

□ 支援目標

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

(1) 見守りに資する配食サービス事業

- ① 見守りに資する配食サービスの実施
高齢者等の自宅に定期的に弁当を配達することで食の自立を促し、併せて見守りを行うことで安心・安全な地域生活を支援する。
- ② ①の事業実施に必要な地域のネットワークとの連携構築
地域自主組織・民生児童委員・住民ボランティア・当事者支援機関等が行う高齢者の見守りと生活支援を目的とした生活支援網との連携を進める。

(2) 地域子育て支援事業

地域自主組織、NPO、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で、子育てサロンを実施

(3) 音訳広報事業

市内 6 福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で実施

- ① 音訳ボランティア録音機材の調整等
- ② 市報うんなんを音訳 CD 録音し、希望の方へ配布

(4) 郵便による見守り事業

郵便局、事業所、企業、地域自主組織、市民ボランティアなどの協力で実施

- ア 大東町 まめなかね通信
- イ 加茂町 友愛はがき
- ウ 木次町 愛のおたより推進運動
- エ 三刀屋町 愛の絵てがみ運動

5 民生児童委員協議会の活動支援

□ 支援目標

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（本所担当）
- (2) 6 単位法定民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営（島根県共同募金会の傘下事業として実施）

□ 実施目標

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にしたい、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

7 第4期雲南市地域福祉活動計画の策定

□ 実施目標

地域福祉の充実を目指して、雲南市総合保健福祉計画と連動する、民間福祉活動の行動計画である第4期雲南市地域福祉活動計画を策定する。

- (1) 策定体制の構築
 - ① 地域福祉活動計画策定委員会の設置
 - ② 地域福祉活動計画策定委員会専門部会の設置
- (2) 地域福祉活動計画の策定
 - ① 地域福祉活動計画策定委員会の開催
 - ② 地域福祉活動計画策定委員会専門部会の開催
 - ③ 地域福祉活動計画の編集・策定

3. 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちは「その人らしい普段の暮らしを支え続ける一人ひとりを見つめた介護サービスを実践します」

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティネットとしての役割を担います。
- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門と連携した地域生活支援に取り組みます。
- ▶ 「住み慣れた地域で暮らし続けること＝ふだんの暮らし」が「その人にとってのしあわせ＝自分らしい輝き」であるために、一人ひとりを見つめた、高品質な介護サービスの実践を目指します。

<重点実施項目>

1. 独立採算性を基本とした経営基盤の強化

常に経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として、事業所単位で目標値を定め、検証を行い、経営基盤の安定・強化を図ります。

2. 高品質な介護サービスの実践と法令遵守の徹底

- (1) 住み慣れた地域で暮らし続けられるようその人らしい一人ひとりを見つめた、高品質な介護サービスの実践を目指します。
- (2) 医療と介護の連携、リハビリ専門職の配置による機能訓練を推進し在宅福祉サービスの充実を図ります。
- (3) 職員間のコミュニケーションを密にしチームケアを実践します。
- (4) 10月改訂予定の介護報酬や処遇改善加算に対応できるよう準備を進め法令遵守の徹底を図ります。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

質の高いサービスを提供するために、担い手である職員の確保とキャリアパスを踏まえた育成を図り、専門性を深めるための研修の充実、職員の処遇改善の充実、意欲と誇りをもって働き続けることができる職場環境の醸成を目指します。

4. 地域との連携

地域のボランティアの受入れ、地域福祉活動への参加等地域との連携に努めます。また出前講座、地域サロン等へ職員を派遣し専門性を活かした地域貢献を実施します。

<在宅福祉課・介護保険事業>

【在宅福祉課】

1. 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所

型サービス A)

- ① 地域包括ケアシステム推進の一翼を担うため通所型サービス事業対象者と認定された方に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、閉じこもり予防等の各プログラムを、関係機関と連携を図りながら実施します。
- ② 各交流センターやボランティアなど、地域と一体とした活動により高齢者の生きがいと社会参加を促進することで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるように事業を行う。
- ③ 利用回数、料金等
 - ・ 市内全域 28 地区の交流センター等を会場にサービス提供
 - ・ 一人あたり回数 月 3 回
 - ・ 利用料 基本料金 月定額料金
(1 割負担 1,367 円、2 割負担 2,734 円)
昼食・茶菓代 1 回 600 円

2. 介護職員初任者研修事業の実施

介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施します。

3. 介護の入門的研修の実施（島根県社協主催）

介護人材の確保・育成を目的として研修会を実施します。介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に 21 時間（3 日間）の講義・実技を実施する。また、就労希望者には就労支援機関（ハローワーク等）による就労相談や職場見学・体験等支援を行う。

【大東介護事業所】

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8 時 30 分から 17 時 30 分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7 時 00 分から 19 時 00 分

- 訪問介護事業・第 1 号訪問事業
- 障がい者居宅介護事業
- 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護・同行援護。
 - ◇ 利用者及びご家族に寄り添い、住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けられるようサービスを提供していく。
 - ◇ 職員間や他事業所との連携を図り、状態変化等に速やかな対応ができるよう努める。
 - ◇ 地域から必要とされる事業所を目指します。

《通所介護事業所おおぎ》 ※定員 30 名

営業日：月曜日から土曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供時間：9時20分から16時30分

○通所介護事業・第1号通所事業

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇利用者様の人権を尊重し、真心が伝わる、心のこもったサービスを提供する。

◇リハビリ機器の導入により、個別や集団の機能訓練に力を入れ、利用者様一人ひとりの残存機能の維持・向上を図る。

◇ご家族様や他事業所との連携を密にし、状態の変化に速やかに対応し、住み慣れた地域での在宅生活が長く続けられるよう支援する。

◇研修会に積極的に参加し、職員の質の向上に努める。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

○地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

◇利用者様の身体状況が重度化し、かつ医療依存度が高まる中、引き続き介護者、主治医、ケアマネージャー、他事業所との連携を図り、安心・安全な入浴サービスが提供できるよう努める。

◇職員全員が介護技術と医療知識の幅を広げ、利用者様一人ひとりに合った個別サービスに努めます。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町 介護支援専門員：3名

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇利用者様やご家族様の思いに寄り添い、相談しやすい関係を作り、より良いサービスの提案と調整に努める。

◇医療機関や行政、他事業所、地域包括支援センターとの連携を図り、スムーズに支援が行えるよう努める。

◇専門性を高めより良いサービスが提供できるよう、新たに1名の職員が主任介護支援専門員の資格取得を目指す。

【三刀屋介護事業所】

《訪問介護事業所みとや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

○移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

◇利用者やご家族の思いに寄り添い、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようサービス提供していく。

◇情報共有を密にし、質の高いサービスに努める。

◇積極的に研修会に参加し、専門性を高め資質の向上を図る。

◇関係機関との連携を図り、安定したサービス提供に努める。

《相談支援事業所みとや》

○障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業の実施

◇利用者、家族の思いに寄り添った相談、計画作成に努める。

◇行政、医療機関、各事業所との連携を図る。

◇雲南市、基幹相談センターと連携をとりながら依頼があれば新規の計画相談を行う。

《デイサービスセンターみとや》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

○通所介護事業・第1号通所事業

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇利用者様やご家族の方のニーズに対応し、満足していただけるサービス提供に努める。

◇理学療法士と共に多職種でのチームアプローチを行ない、利用者様の日常生活動作の機能維持を図る。

◇研修会に参加し、職員の自己研鑽に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 ※定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

*地域密着型サービス事業

◇1日平均8名以上の利用を目指す。

◇職員のスキルアップを図るため、積極的に研修会へ参加する。

◇専門性を意識しながら、個別援助に対応する。

◇ご家族の思いを理解するとともに、介護者の方にリフレッシュして頂けるよう「介護者のつどい」を開催する。

《デイサービスセンターなかの》

営業日：月曜日から金曜日 ※定員10名

サービス提供時間：9時20分～16時30分

*地域密着型通所介護

○通所介護事業・第1号通所事業

◇運営推進会議で地域の代表者等に提供しているサービスの内容を明らかにし、サービスの評価とともに、必要な要望、助言をいただく。

◇職員間の連携を深めると共に、資質向上に努め、積極的に研修に参加する。

◇音楽療法や地域の方との交流、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：三刀屋町

介護支援専門員：5名（うち主任介護支援専門員3名）

○居宅介護支援事業の運営

○要介護認定等調査〔雲南広域連合委託〕の受託

○介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務（雲南市地域包括支

援センター委託)の受託

- ◇利用者及び家族の意向を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう支援する。
- ◇職員間の連携を深め、情報共有することで、随時対応できる体制を維持する。また、各事業所や医療機関とも連携を図る。
- ◇サービスの質の向上を図るため専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

【掛合介護事業所】

《訪問介護事業所かけや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

- 訪問介護事業・第1号訪問事業
- 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護
 - ◇アセスメントに基づく情報共有、自立支援に向けたサービス提供。
 - ◇見守り、気配り、思いやりによる接遇の充実、サービスの拡充。
 - ◇利用者様、家族様との信頼関係のもと住み慣れた地域で安心して生活できるサービス提供に努める。
 - ◇職員の資質向上に努め積極的に研修に参加する

《好老センター通所介護事業所》 ※定員25名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時30分～16時40分

- 通所介護事業・第1号通所事業
- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。
 - ◇利用者様の個別のニーズを把握、尊重し、安心して有意義な時間を過ごせるように創意工夫する。
 - ◇地域の関係諸機関と連携を図り、家族・地域向け介護教室の実施を行い、地元の教育活動を支援ボランティアや職場体験・実習等を受け入れる。
 - ◇研修会や勉強会に積極的に参加、資質向上に努め、専門職として情報共有を行いチームケアの充実を図る。
 - ◇理学療法士と共に専門職が協力し合い、利用者様の日常生活動作の機能維持と安定をサポートする。

《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町 介護支援専門員：3名

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター委託〕
 - ◇住み慣れた地域での生活が継続できるよう、思いに寄り添い支援に努める。
 - ◇他事業所や地域との協力、連携を図り地域で支える視点で支援する。

◇専門的な知識や技術の習得に努め、サービスの質の向上を図る。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 ※定員10名

○生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施

◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間居住を提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消に努める。

【小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター】

※登録定員29名（通い定員※18名 ・泊り定員※6名 ・訪問）

○地域のあたたかみ・支えあいを大切にしたサービスが提供に努める。

- ・地域の方々との関係を維持・継続できるように、地域事業に参加・交流を図る。
- ・地域の伝統行事・イベントに積極的に出掛ける等、昔ながらの行事に触れ、地域住民として心に潤いがもてる支援に努める。
- ・地域の福祉従事関係者の方々との情報交換が定期的に行われ、関係の構築や継続に努める。

○生活環境を基盤に、心身の状況や個々の思いや希望を大切にしたケアの実践に努める。

- ・通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、また変更・調整でき、住み慣れた地域で安心した生活が送ってもらえるように努める。
- ・やわらかい声掛けとともに、楽しんで過ごしていただけるよう、家庭的な雰囲気大切にサービス提供を行なう。

4. 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域に暮らす住まいとして、その人らしい生き方・生活を尊重する施設サービスを目指します。

- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが、その人のしあわせ＝「自分らしい輝き」の基盤となり、その人らしい生き方が実現できるように、地域とのつながりを重視した「地域に暮らす住まい」としての、高品質な施設サービスの実践を目指します。

<重点実施項目>

1. 安定した経営基盤の確立

(1) 目標稼働率の達成

- ①介護老人福祉施設 えがおの里 95%以上
- ②介護老人福祉施設 えがおの里ユニット 95%以上
- ③えがおの里短期入所生活介護事業所 83%以上

利用者の減少が続くため、1日の利用者を6名から5名に引き下げた目標を設定した。

施設、短期ともに上記の目標達成に向け、質の高い介護サービスを目指し安定した収入の確保に努める。

(2) 異常の早期発見・治療による空床日の減少

介護、看護職員の細やかな観察、嘱託医、関係医療機関との連携により重症化を予防し苦痛の緩和を図ることにより安定した経営を目指す。

(3) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を図り、利用申込者の状態把握を定期的に行い利用開始までの期間短縮化を図る。

(4) 加算の算定要件を守り収入の確保に努める。

(5) すべての職員が収益の確保、経費節減への意識を持ち、日々、実行する。

2. 安全対策（環境整備）

(1) 避難・消火訓練の実施

消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会、事業所等と連携して年間2回の訓練を行う。

(2) 不審者への対応

掛合広域交番、自治会と協力して情報を共有し、訓練等を実施する。

(3) 危険個所の発見・修理

職場内巡視（衛生委員会）を毎月行い危険個所を早期に発見して安全対策を図る。

(4) 生活事故の予防

利用者の状態に合わせた環境整備を行い生活事故の予防に努める。

事故発生時には迅速に対応し、検証を行い、再発防止に努める。また、必要時には「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネ

ジメントの充実を図る。

3. 質の高いサービスの提供

(1) 施設サービス計画書（個別機能訓練計画、栄養計画）の充実

利用者にとり、ふつうの暮らしの実現を目指した計画書を作成するために、多職種によるアセスメント、モニタリングの実施と利用者、家族の希望を取り入れた計画書を作成してサービスの提供を行う。

(2) 不適切ケア防止への取組み

①利用者参加型のえがお会議を定期的で開催し、利用者より直接、不適切ケアの有無について確認する。

②身体拘束廃止委員会等により不適切ケアの調査と防止に向けた研修会を年間2回開催する。

(3) 専門知識の習得と実践

施設内研修会の開催、外部研修への参加、事例検討会、施設間交流を通じて、ユニットリーダー、ユマニチュード実践者、リフトリーダーを育成して施設全体の専門性を高め、理論に基づく質の高いケアを追及する。

①病院ではなく介護施設で行う看取りについて、利用者と家族にとり平穏な終末の時を過ごしてもらえるように相手の気持ちに寄り添い、終末期における身体の変化や対応等について、本人、家族に不安を与えないように職員誰もが同じように説明を行い接することができるようにする。

そして、看取りケアに関わる家族、職員の心に悔いが残らないよう最善を尽くすことができたかを振り返り、新たな課題に対する取り組みや見直しを繰り返しながら、誰もが安心できる看取りのしおり、ケアガイドへと成長させることにより「暮らしの場で人生の最期まで自分らしく暮らすことができる施設」を目指す。

②ユマニチュード研修修了者を中心に認知症の理解と適切な対応を深め、併せて不適切ケア防止に努める。全職員が、入所者の「その人らしい生き方・生活を尊重し施設での幸せな生活が送れる」ことの意味を考え追及する。

③最新の福祉機器、用具を学び、利用者、職員にとり、役に立つ機器を導入し、正しく使用することにより、利用者の介護事故の予防、身体的負担の軽減、不安の解消、職員の腰痛対策を目指す。

<施設内研修開催内容と回数>

・介護保険制度について	1回/年
・コンプライアンスについて	1回/年
・虐待・身体拘束禁止について	2回以上/年
・事故防止について	2回以上/年
・感染症予防について	2回以上/年
・減災研修	1～2回/年
・医療的ケアについて	1～2回/年
・褥瘡予防について	2回/年以上
・看取りケアについて	1回以上/年

事例検討・発表 しおり・ケアガイドの評価 見直し
 ・認知症「ユマニチュード」について 1～2回/年

(4) 家族会との連携

利用者にとり生きがいのある楽しい生活の場となるよう、施設と家族が互いに連携して、利用者に対する諸問題を検討し、個々にあった処遇の向上を図る。

4. 地域との交流・連携・貢献

- (1) 小・中・高生、専門学校生、ボランティア等を幅広く受け入れ、地域との交流を促進して「施設の社会化・地域化」を目指す。
- (2) 地域や関係する機関との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に地域へ提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たす。

5. 情報提供・相談・苦情への対応

- (1) 利用者、家族との信頼関係を構築し、相談、要望、苦情に対しては迅速かつ丁寧な対応を行う。
- (2) 苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には苦情検討会を開催し助言を仰ぐ。
- (3) 広報等を発行して、施設の情報を提供する。

6. 人材確保・育成・定着

- (1) 市内小中学生の職場体験など福祉教育活動への協力、とくに島根県立三刀屋高校掛合分校との交流を通じて、学生と教員に対し福祉の仕事への理解と必要性を得られる事業を計画し実施する。
 その他、専門学校生、大学生の実習を積極的に受入れる。
- (2) 新規採用職員等に対しOJTを実施して、仕事に必要な知識、技術、態度等を意図的、計画的、継続的に指導して修得させる。
- (3) エルダー制度により、相談役の存在を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。
- (4) 利用者の状況の変化に応じた業務改善を図り業務負担の平準化と福祉用具を積極的に取り入れ、腰痛対策に取り組み職場環境を改善することにより、人材の確保、定着を図る。
- (5) 処遇改善
 算定要件を遵守して適切に実施する。

7. 年間行事予定

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ 弁当
5月	花祭り 笹巻づくり 花・野菜づくり	主催：掛合町仏教会 玄関前花壇を利用した野菜づくり
6月	家族会 梅干しづくり	事業計画・報告等 交流会 梅干し、しそジュース
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭	屋台（かき氷・焼きそば等）盆踊り

	花火大会	打ち上げ花火
9月	敬老会	アトラクション 行事食 記念品贈呈
10月	運動会 ふるさと祭り 秋祭り	玉入れ 鯛釣り パン食い競争等 むかで駅伝応援等 奉納相撲見学等
11月	収穫祭 紅葉ドライブ	行事食 吉田町 八重滝 佐田町方面
12月	クリスマス会 忘年会	プレゼント交換 行事食 ぶりの解体ショー
1月	新年会	お屠蘇 行事食
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

その他の行事

- ・誕生日会
- ・おやつバイキング
- ・料理作り
- ・習字
- ・折り紙
- ・掛合トランプ 等

5. 保育所受託運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちは、「地域とともに健やかに」を共通の保育理念に、保育サービスを実践します。

- ▶ 地域福祉を視座とした子育て支援の具現化に向けて、行政や地域との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、家族を愛し、地域を愛し、世界を愛する人として健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスの実践を目指します。

〈総括的事項〉

本会は、平成 22 年度から保育所運営を受託し三刀屋保育所が 10 年目、掛合保育所が 6 年目を迎えます。社協が運営する保育所としての統一性とそれぞれの保育所の独自性を更に発揮し、保育の質を高めていきます。

平成 31 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 130 人、年度末には 140 人を見込んでいます。また、掛合保育所は、年度当初 74 人、年度末には 77 人を見込んでいます。

掛合保育所は、4 月から 1 号児（幼稚園籍児童）の受入れが可能な「認定こども園」に移行します。年度当初において、1 号児の入所予定はありませんが、いつでも対応できるように体制整備しています。また、幼稚園給食と合わせるため、3 歳以上児の主食（ごはん）を保育所で提供することとしました。

今後予定されている教育費の無償化については、現在のところ情報がなく詳細がわかりませんが、就学前の子育て支援施策に大きく影響するものと思いますので注視していきます。

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1. 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2. 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢	人 数						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 31 年 4 月 1 日現在	6	22	26	19	30	27	130
平成 32 年 3 月 1 日予定	15	22	27	19	30	27	140

4. 職員の職種、職員数（4月1日現在）

三刀屋保育所

職員 33名（内正規職員 17名）（内育児休業 3名）

- ・ 所長 1名 ・ 主任保育士 1名
- ・ 保育士 22名
- ・ 看護師 2名
- ・ 栄養士 2名（内育児休業 1名）
- ・ 調理師 3名
- ・ 事務員 2名

嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2名

- ・ 保育士 1名
- ・ 看護師 1名

5. 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・ 保護者からの児童の健康チェックカードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・ 子どもへの保健指導の実施。（うがい・手洗い・はみがき）
- ・ 看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・ 保育所内の衛生管理の徹底
児童の手洗いの徹底とうがい（BK水）の実施による感染症予防を行う。
施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる週1回の清掃及び日常的な清掃を行う。
- ・ 体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した5歳児水泳教室、加茂BG海洋センターを利用した水泳教室を計画している。
- ・ 日常の生活の中に運動プログラムを意識した実践を行い体力増進を図る。

(2) 安全管理

- ・ 危機管理体制の確立とマニュアルの会得。
- ・ 災害時を想定した月1回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。
- ・ SIDS、AEDについての研修訓練を行う。
- ・ 緊急時を想定し、一斉メールを活用した所児引き渡し訓練を行う。
(年2回の一斉メール送信確認 実際の引き渡し訓練は隔年実施)

- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進と職員の意識向上を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品の数量や保存年限を確認する。

(3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。
- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・野菜栽培活動や、地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。
- ・栄養士等による月1回の食育のつどいを実施する。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6. 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
- ・子育て講演会を開催する。
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7. 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践（全保護者で）、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。（親子遠足、運動会、夏祭りなど）
- ・ボランティアとしての参加（絵本の読み語り、絵本の修理、畑の名人さん半日保育士、おもちゃづくりなど）を募る
- ・クラス懇談会の実施
- ・のびのび（3～5歳児）の個人面談の実施

8. 職員の質の向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

今年度は雲南保育研究会で保育公開該当園となっている。年4回の研修指導講師の指導を仰ぎ、職員自らの保育の質の向上となるよう、日常の保育の中に活かされる取り組みを公開する。「職員同士・クラス間の連携と支え合う保育所」を意識した保育運営を目指す。

- ・全クラス年に一回保育を公開し、全職員で研修を行う。
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
- ・障がい児教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。特別支援教育の体制を確立する。
- ・指導講師を招いた所内研修・保育公開を実施する。
- ・掛合保育所と職員合同研修を実施する。
- ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全

職員の共通理解を図る。

9. 小学校との連携

- ・ 情報交換
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・ 三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。
パワーアップチャレンジ部会（学力）、ふるまい向上部会（生活指導）、みんなの会（障がい）、健康づくり部会（保健）に所属
- ・ 三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。

10. 地域との連携

地域の方との交流や支援を得た活動を推進する。

- ・ 地域の支援を得た野菜作り活動の実施
- ・ 笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- ・ デイサービス事業所への訪問活動
- ・ 幼稚園・こども園及び掛合保育所との交流活動の実施
- ・ 実習生、高校生ボランティアの受け入れ及び中学生・小学生との交流活動の実施

11. 病時保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員 2 名

- ・ 児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。
- ・ 病後児保育の周知のための取り組み、大東病後児、病児保育との連携のための取り組みを行う。

12. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・ 職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価（年 2 回）を実施する。保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・ 保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けた取り組みを行う。

II 雲南市立掛合保育所保育業務

1. 保育理念

～地域とともに健やかに～

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊

かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2. 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
人 数							
平成 31 年 4 月 1 日 現 在	5	12	12	14	16	15	74
平成 32 年 3 月 1 日 予 定	8	12	12	14	16	15	77

4. 職員体制 (4 月 1 日 現在)

常勤職員 32 名

- ・ 所長 1 名、主任保育士 1 名
- ・ 保育士 17 名 (内 特別支援専任 3 名)
- ・ 看護師 1 名
- ・ 栄養士 1 名、調理師 2 名
- ・ 事務員 1 名
- ・ 病児保育担当保育士 1 名
- ・ ファミリーサポートセンター
アドバイザー 1 名
- ・ 子育て支援センター
子育て支援員 2 名
- ・ 一時預かり担当保育士 2 名 (非常勤)

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

5. 健康及び安全

(1) 健康支援

- ・ 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
 - ・ 嘱託医による検診、聴力・視力検査
 - ・ 感染症予防のための衛生管理
 - ・ 手洗い・うがい・歯磨き指導
 - ・ 健康指導
 - ・ 個々の成長及び健康管理
 - ・ 元気アップ運動 (生活リズム作り)
 - * 四校連携による生活リズム調査
 - ・ 運動プログラムによる体力の増進
 - * 園外保育の強化
 - * フロアリズム・アクアリズムの実施

＊うんなんピックの実施(体力測定)

- ・保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
- ・ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
- ・健康についての相談

(2) 安全管理

- ・事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようにする。
- ・所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - ・月1回の災害時想定避難訓練
 - ・年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - ・月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視
 - ・幼児安全救急法の研修を行い、対応できるようにする。

(3) 食育の推進

- ・食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
 - ・給食便り・展示食・試食会等による食に関するの情報提供
 - ・離乳食・アレルギー食の保護者面接
 - ・食育相談・食育指導(栄養のお話・クッキング)
 - ＊箸の持ち方や食事の仕方等意識した指導
 - ＊年齢に応じた野菜づくりやクッキング体験(食改さん、地域の方のクッキング指導)
 - ＊地域の方による行事食体験(もちつき・初釜・さんま焼き・かたら団子作り パン作り・芋汁作り)

6. 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・誕生会・出前保育・子育て研修会等
 - ＊対象年齢に応じた内容、保護者の要望に沿った事業をする。
 - ＊専門機関と連携し、子育て相談に応じていく。
 - ＊保育所と連携し、保育所体験や入所前相談がスムーズにできるようにする。

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・研修等
- ＊情報提供をする。（会員の確保）

(3)一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4)延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに來られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5)病児保育（体調不良児対応型）事業

病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7. 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・親子遠足・夏祭り・親子運動会・発表会・一日保育士
- ・クラス懇談・個人面談・保育参加・子育て講演会
- ・奉仕作業・そうめん流し竹作り等

8. 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- ・所内研修 公開保育(6回)を行い、研修会の実施
講師：のぞみ保育設計研究所 野津道代
所内語る会 事例による検討
＊2021年研究発表
- ・近隣園・所との合同研修会
- ・県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・障がい児や気になる子への対応についての研修
- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・ 保小連絡会・子どもを語る会・保小学交流会
- ・ 給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・ 保育要録送付・校長、所長連絡会等

10. 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ ごみゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会
- ・ 地域散歩(地域の方の見守り)・川遊び(鮎の放流・つかみ取り)
- ・ ふる里祭り参加・栽培活動他・高齢者との交流(はつらつ・えがおの里・ふれあいセンター)・地域行事参加他

* 地域交流センター・老人会・ライオンズクラブを拠点とし、交流を深めていく。

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の自己評価を年2回、保育所評価を1回行い、その改善に取り組む。

- ・ 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

6. 地域包括支援センター事業部門

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する中核的機関として位置づけられています。平成31年度から本会が受託し地域包括支援センターを設置運営していきませんが、設置責任主体である雲南市と協働して公益性・地域性・協働性を基本的視点に適正な運営を図っていきます。

<業務推進の指針>

1. 総合相談支援業務

(1) 実態把握

- ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努め、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組む。

(2) 総合相談業務

- ・地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容に総合的に対応できる体制をつくる。

(3) ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供、効果的な相談活動をする。
- ・地域のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者に対して各専門職がチームで支援する。
- ・保健・医療・福祉サービスなどのネットワークを有効に活用し適切な支援につなげる。
- ・社協内では、地域福祉部門との連携により強みを発揮する。

【参考】H29 相談対応実績 13,918 件

2. 権利擁護業務

(1) 権利擁護

- ・実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、雲南市に連絡し、関係機関等との調整により適切に対応する。

成年後見制度の活用

老人福祉施設等への措置

高齢者虐待（疑い含む）への対応

困難事例への対応

消費者被害防止

【参考】H29 高齢者虐待通報・相談件数 20 件

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用

できるよう地域との連携体制を整備する。

(2) 介護支援専門員等に対する支援

① 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員等の業務の実施に関し個別指導や相談への対応を行う。

② 事例検討会・研修会等の実施による支援

介護支援専門員への情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

③ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的支援方針を検討し、指導・助言を行う。

④ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

4. 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてケアマネジメントを実施する。
- ・ 実施に際しては、高齢者自身が地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。
- ・ 指定居宅介護支援事業所に委託した場合も責任を持って関与する。

【参考】 H29 総合事業利用者の介護予防ケアマネジメント

3,831 件（直営 3,805 件 委託 26 件）

5. 指定介護予防支援業務

- ・ 予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
- ・ 計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

【参考】 H29 要支援認定者でデイとヘルプ以外のサービス利用者の

ケアマネジメント 5,885 件（直営 3,236 件 委託 2,649 件）

6. 地域ケア会議の開催及び参画

- ・ 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成に関する 5 つの機能を果たすため、雲南市と連携して地域ケア会議を開催する。

個別支援型地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議

日常生活圏域型ケア会議

市域ケア会議

【参考】 H29 個別ケア会議 11 回